

○目黒区廃棄物減量等推進審議会条例（平成11年12月目黒区条例第32号）

（設置）

第1条 廃棄物の適正な処理及び再利用の促進を図るため、区長の附属機関として目黒区廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は、前条の目的を達成するため、区長の諮問に応じ、次の事項について審議し、答申する。

- （1） 一般廃棄物の処理の基本方針に関すること。
- （2） 再利用の促進に関すること。
- （3） その他重要な事項に関すること。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、区長に意見を述べることができる。

（組織）

第3条 審議会は、区長が委嘱する委員30人以内をもって組織する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（臨時委員）

第5条 区長は、特別の事項を審議させるため必要があると認めるときは、審議会に臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は、区長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（会長及び副会長）

第6条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（招集）

第7条 審議会は、会長が招集する。

（定足数）

第8条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

○目黒区廃棄物減量等推進審議会条例施行規則（平成 12 年 3 月目黒区規則第 13 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、目黒区廃棄物減量等推進審議会条例（平成 11 年 12 月目黒区条例第 32 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第 2 条 条例第 3 条に規定する委員は、次の各号に掲げる者につき委嘱する。

- （1） 区議会議員 4 人以内
- （2） 学識経験者等 7 人以内
- （3） 区内関係団体の構成員 14 人以内
- （4） 区内に居住する者（前 3 号に掲げる者を除く。） 5 人以内

（臨時委員）

第 3 条 条例第 5 条に規定する臨時委員は、5 人以内とする。

（専門部会）

第 4 条 会長が必要と認めるときは、目黒区廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、前 2 条に定める委員及び臨時委員のうちから会長が指名する。
- 3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、当該専門部会の委員のうちから互選により定める。
- 4 部会長は、当該専門部会の事務を掌理し、当該専門部会の議事経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 副部会長は、当該部会長を補佐し、当該部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（関係者の意見聴取等）

第 5 条 審議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、学識経験者その他関係者の意見を聴き、又は助言を受けることができる。

- 2 前項の規定による学識経験者その他関係者の招請は、会長が行う。

（庶務）

第 6 条 審議会及び専門部会の庶務は、環境清掃部清掃リサイクル課が担当する。

（委任）

第 7 条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 21 年 4 月 1 日規則第 28 号）

この規則は、公布の日から施行する。